

【正誤表】

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

頁数	正		誤	
P139	問 6	<p>(4) イ 問題文は「・・・であって液化ガスを通ずるものは、その製造所の敷地境界から保安物件に対し・・・」とあるが、技省令第 6 条第 2 項には「その外面から」とあるので、本肢の記述は誤り。</p> <p>ロ 技告示第 3 条第 3 項に記載の通り正しい。</p> <p>ハ 問題文は「・・・あらかじめ経済産業大臣に届け出た場合」とあるが、技省令第 6 条第 4 項には「認可を受けた場合」とあるので、本肢の記述は誤り。</p> <p>ニ 技省令第 9 条第 2 項に記載の通り正しい。</p> <p>ホ 問題文は「・・・液化ガスを廃棄できる構造」とあるが、技省令第 13 条第 1 項には「・・・液化ガスを安全に置換できる構造」とあるので、本肢の記述は誤り。</p> <p>従って、正しく規定されているものの組み合わせは (ロ) 及び (ニ) であり、(4) が正解。</p>	問 6	<p>(4) イ 問題文は「・・・であって最高使用圧力が高圧のもの及び液化ガスを通ずるものは、その外面から保安物件に対して・・・」とあるが、技省令第 6 条第 2 項には「その製造所の敷地境界から」とあるので、本肢の記述は誤り。</p> <p>ロ 技告示第 3 条第 3 項に記載の通り正しい。</p> <p>ハ 問題文は「・・・あらかじめ経済産業大臣に届け出た場合」とあるが、技省令第 6 条第 4 項には「認可を受けた場合」とあるので、本肢の記述は誤り。</p> <p>ニ 技省令第 9 条第 2 項に記載の通り正しい。</p> <p>ホ 問題文は「・・・液化ガスを廃棄できる構造」とあるが、技省令第 13 条第 1 項には「・・・液化ガスを安全に置換できる構造」とあるので、本肢の記述は誤り。</p> <p>従って、正しく規定されているものの組み合わせは (ロ) 及び (ニ) であり、(4) が正解。</p>